

施工管理技術検定の受験資格変更による学生便覧記載事項の一部変更について

令和6年度より施工管理技術検定の受験資格が変わりました。新受験資格は以下の通りです。

- ・1級の第一次検定は、19歳以上（受験年度末時点）であれば受験可能
- ・2級の第一次検定は、17歳以上（受験年度末時点）であれば受験可能（従前から変更なし）
- ・1級及び2級の第二次検定は、第一次検定合格後の一定期間の実務経験などで受験可能

変更内容の詳細は関連リンクを参照ください。

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk1_000001_00027.html

この変更により、学齢や保有資格を問わず新受験資格にて受験可能となったことから、2023年度(令和5年度)以降の学生便覧の施工管理技士に関する適用欄（「★」印の記載内容）を以下の通り変更します。

【変更前】

★：1級および2級施工管理技士（土木、管工事、造園、建築、電気工事、建設機械）、ならびに土地区画整理士の受験に関連する科目を示し、これらの科目から3単位以上修得すれば、指定学科を卒業したものと認められます。

【変更後】

★：土地区画整理士の受験に関連する科目を示し、これらの科目から3単位以上修得すれば、指定学科を卒業したものと認められます。

なお、令和7年度(令和8年3月)以前に卒業した学生で、指定学科の要件を満たして卒業した場合は、卒業後、旧受験資格を利用して施工管理技士検定を受験することも可能です。旧受験資格を利用することで、早期に施工管理技士資格を取得できる場合があります。詳しくは、技術検定の窓口(一般財団法人 全国建設研修センター、<https://www.jctc.jp/center/about/>)にお問い合わせください。

令和6年4月
社会基盤デザイン工学科 学科長 渡辺孝一